

袋井市 工事事故別の措置基準

程度	事故の概要	措置	工事成績 減 点
重度	公衆に死亡者が生じた場合	入札参加 指名停止	-10～ -20 ※指名停止期間 に応じ減点 (別表1)
	公衆に負傷者が生じた場合 (「休業4日以上」又は「入院1日以上もしくは全治1ヶ月以上」)		
	公衆に損害が生じた場合(社会的影響が大きい)		
	工事関係者に死亡者が生じた場合		
	工事関係者に負傷者が生じた場合(重症)		
	同一工事内において複数回事故を起こした場合(事態の軽重は問わない)		
	安全管理の措置不適切に起因して事故が発生した場合		
中度	公衆に負傷者が生じた場合(怪我の程度に関わらず)	文書による注意	-8
	公衆に損害が生じた場合		
	工事等関係者に負傷者が生じた場合(休業4日以上)		
軽度	工事等関係者に負傷者が生じた場合(休業4日未満)	口頭による注意	-5
	もらい事故が生じた場合(負傷者あり)		0～-5 (別表2)
	工事等関係者に負傷者が生じた場合(休業なし)	総括監督員 による指導注意	-3
	公衆に損害が生じた場合(軽微)		
	交通事故扱い・もらい事故が生じた場合(負傷者なし)	なし	0

○事故が発生した場合、原則上記の表により措置対応を図るが、上記の表に因りがたい場合は、委員会の判断により決定する。

○重度・中度は、建設工事請負業者指名員会を開催し、措置対応を検討する。なお、損害の度合いや「もらい事故」の過失割合についても委員会の判断により決定する。

○重症とは、30日以上の治療を必要とする怪我又は3週間以上の入院が必要なものをいう。

○交通事故扱いの判断は、警察署の見解による。

○入院は、治療を必要とする入院をいう。(検査による入院は含めない)

◆本基準は、平成29年4月1日から適用する。

別表1

◇工事成績採点減点基準

	措置内容	措置点数
1	指名停止3ヶ月以上	-20点
2	指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点
3	指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点
4	指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点
5	文書注意	-8点
6	口頭注意	-5点
7	工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、口頭以上の処分がなかった場合	-3点

別表2

◇「もらい事故」における過失割合の目安

	措置内容	措置点数
1	過失割合(自100:相0)	-5点
2	過失割合(自80:相20)	-4点
3	過失割合(自60:相40)	-3点
4	過失割合(自40:相60)	-2点
5	過失割合(自20:相80)	-1点
6	過失割合(自0:相100)	0点